

農業分野特定技能活用促進事業

本県における特定技能外国人の活用促進を図るため、派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用にモデル的に取り組む農業者等を支援します！

- 1 公募期間** 令和7年5月7日(水)から令和7年6月25日(水)まで
- 2 応募資格** 次の各号のすべてを満たすものを対象とします。
(1)認定農業者又は農業法人、農業協同組合等
(2)鹿児島県内に事業所を置く者
(3)派遣特定技能を初めて雇用する者
(4)明確な会計経理を実施又は実施出来ると認められること
- 3 事業内容 (対象経費)** (1)派遣特定技能の前任地(国内)からの移動に係る費用
(2)派遣特定技能の住居の確保又は整備に係る費用
※ただし、(1)の取組は必須とする。
- 4 助成金額** 事業実施に要する経費の1/2以内(上限20万円)
- 5 応募方法** 裏面の「応募に必要な書類」を作成し、所管する地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

本事業で取り組める主な内容

派遣特定技能の移動費 (必須)

- ・派遣特定技能の前任地(国内)からの移動にかかる旅費

注1 必ず取り組んでください。

移動に係る旅費



住居の確保 (任意)

- ・住居や附帯する機械・器具の賃借料(家賃)

注1 補助対象は事業実施主体負担分のみ(派遣特定技能から徴収する分は除く)

注2 敷金、礼金、事務手数料は対象外

注3 派遣特定技能が滞在する期間分に限る

住居の賃借料



住居の整備 (任意)

- ・住居の修繕費
- ・修繕に必要な資材、機械、器具等の購入費



住居の修繕

機材の購入



応募の流れ

公募開始(5/7～)

- 事業実施計画書等の作成
- 取組内容などを明記し、最寄りの各地域振興局・支庁農政普及課に提出してください。

事業実施計画の提出(6/25×切)

- 提出された計画書等の内容を審査します。
- ① 応募資格(要件にあてはまるか)
 - ② 事業内容など
- ※ 必要に応じて、問合せを行う場合があります。

事業実施計画の承認(7月上旬頃)
(事業採択適否の通知)

補助金交付申請(7月中旬頃)

事業の採択を受けた場合は、交付要綱に基づき交付申請書一式を各地域振興局・支庁農政普及課へ提出します。

補助金交付決定(7月下旬頃)

補助金交付の決定後に取組を開始できます。
(必要に応じて交付決定前の着手も可能)※要手続き

応募に必要な書類

- 事業実施承認申請書(様式第1号)及び事業実施計画書(様式第2号)、収支予算書
- 添付書類(個人・法人等で必要な書類が異なります。)詳細は公募要領を参照ください。

県ホームページ

※鹿児島県HPに公募要領、実施要領をはじめ、応募に必要な様式等を掲載しています。

ホーム>産業・労働>食・農業>農業者・経営>

農業分野における派遣形態の特定技能外国人を初めて雇用し、その活用に取り組む農業者等を支援します。(令和7年度農業分野特定技能活用促進事業)

事業の相談窓口・提出先

【事業全般に関する問合せ先】

県庁農政部経営技術課 担当:坂元, 竹之下 TEL:099-286-3152

【公募申請書の提出先】

各地域振興局・支庁農政普及課

(詳細は上記ホームページ等参照)